

平成 3 1 年

御殿場市・小山町広域行政組合議会
3 月 定 例 会 議 録

平成 3 1 年 3 月 4 日 開 会

平成 3 1 年 3 月 2 6 日 閉 会

御殿場市・小山町広域行政組合議会

平成31年御殿場市・小山町広域行政組合議会3月定例会会議録目次

第1号（3月4日）

○議事日程	4
○会議に付した事件	4
○出欠席議員	4
○説明のために出席した者	4
会 議	
○開会・開議	5
○日程第 1 会議録署名議員の指名	6
○日程第 2 会期の決定	6
○日程第 3 管理者提案理由の説明	6
○日程第 4 議案第 1号 平成30年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第3号）について	8
○日程第 5 議案第 2号 平成31年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算について	10
○日程第 6 議案第 3号 御殿場市・小山町広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について	16
○日程第 7 議案第 4号 御殿場市・小山町広域行政組合が設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例制定について	19
○日程第 8 議案第 5号 御殿場市・小山町広域行政組合の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例制定について	21
○日程第 9 同意第 1号 御殿場市・小山町広域行政組合監査委員の選任について	22
○散 会	24

第2号（3月26日）

○議事日程	26
○会議に付した事件	26
○出欠席議員	26
○説明のために出席した者	26

会 議

○開会・開議	27
○日程第 1 議案第 2号 平成31年度御殿場市・小山町広域行政組合一 般会計予算について	28
○閉 会	39

第 1 日

平成31年御殿場市・小山町広域行政組合議会3月定例会会議録(第1号)

平成31年3月4日(月曜日)

○議事日程

平成31年3月4日 午後1時30分 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 管理者提案理由の説明

日程第4 議案第1号 平成30年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算(第3号)について

日程第5 議案第2号 平成31年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算について

日程第6 議案第3号 御殿場市・小山町広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について

日程第7 議案第4号 御殿場市・小山町広域行政組合が設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例制定について

日程第8 議案第5号 御殿場市・小山町広域行政組合の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第9 同意第1号 御殿場市・小山町広域行政組合監査委員の選任について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員(12名)

1番 勝 亦 功 君

2番 勝間田 博文 君

3番 黒 澤 佳壽子 君

5番 杉 山 護 君

6番 鈴 木 豊 君

7番 遠 藤 豪 君

8番 高 橋 利 典 君

10番 藪 田 豊 造 君

11番 土 屋 光 行 君

12番 渡 辺 悦 郎 君

13番 大 窪 民 主 君

14番 高 畑 博 行 君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

管 理 者

若 林 洋 平 君

副 管 理 者

込 山 正 秀 君

副 管 理 者

勝 又 正 美 君

会 計 管 理 者	勝 又 正 仁 君
事 務 局 長	長 田 喜 明 君
消 防 長	村 松 秀 樹 君
庶 務 課 長	勝間田 守 正 君
資 源 循 環 課 長	佐 藤 暁 将 君
事務局次長兼衛生センター所長	勝間田 邦 雄 君
管 理 課 長	勝間田 誠 司 君
予 防 課 長	平 野 利 政 君
消防次長兼警防課長	谷 中 修 君
通 信 指 令 課 長	小 澤 進 君
御 殿 場 消 防 署 長	岩 田 誠 君
小 山 消 防 署 長	込 山 眞 治 君
御 殿 場 市 副 市 長	瀧 口 達 也 君
御 殿 場 市 企 画 部 長	井 上 仁 士 君
御 殿 場 市 総 務 部 長	田 代 吉 久 君
御 殿 場 市 環 境 部 長	勝 又 裕 志 君
小 山 町 副 町 長	室 伏 博 行 君
小 山 町 副 町 長	杉 本 昌 一 君
小山町企画総務部長	湯 山 博 一 君
小山町住民福祉部長	小 野 一 彦 君

○職務のため出席した事務局職員

庶務課総務スタッフ課長補佐	込 山 次 保
庶務課総務スタッフ主任	勝 亦 俊 尚
庶務課総務スタッフ主任	芹 澤 明日美

○議長（大窪民主君）

出席議員が法定数に達しておりますので会議は成立いたしました。

ただいまから、平成31年御殿場市・小山町広域行政組合議会3月定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

午後1時30分 開会

○議長（大窪民主君）

本日の会議は、お手元に配付してあります日程により運営いたしますので、御了承願います。

○議長（大窪民主君）

本日、議席に配付済みの資料は、議事日程（第1号）、管理者提案理由説明書、以上でありますので御確認ください。

議案書及び議案資料は先に議員各位に配付済みであります。

○議長（大窪民主君）

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において3番 黒澤佳壽子議員、5番 杉山 護議員、以上、2名を指名いたします。

○議長（大窪民主君）

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

平成31年御殿場市・小山町広域行政組合議会3月定例会の会期は、本日3月4日から3月26日までの23日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大窪民主君）

御異議なしと認めます。

よって、会期は23日間と決定いたしました。

○議長（大窪民主君）

日程第3 「管理者提案理由の説明」を議題といたします。

本議会に提出されました議案第1号から議案第5号及び同意第1号について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者

○管理者（若林洋平君）

それでは、私のほうから本日開会の御殿場市・小山町広域行政組合議会3月定例会に提出をいたしました議案の御審議をお願いするに当たり、その提案理由の概要を御説明申し上げます。

議案は全部で6件あり、予算案2件、条例案3件、同意案1件となっております。

以下、議案番号に従い、順次御説明を申し上げます。

最初に、議案第1号「平成30年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第3号）について」申し上げます。

今回の補正額は、449万9,000円の増額で、補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ30億6,861万1,000円となります。

補正の背景、要因といたしましては、12月補正予算編成後の事情変化により必要と

なりました経費の措置をするものでございます。

歳出につきましては、焼却センター維持管理費の増額でございます。

歳入につきましては、焼却センター廃棄物処理手数料の減額でございます。

以上の歳出及び歳入の補正により、分担金及び負担金につきましては、増額となったところでございます。

次に、議案第2号「平成31年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算について」申し上げます。

平成31年度の一般会計予算は、歳入歳出それぞれ31億5,000万円で、前年度と比較いたしますと1億2,000万円の増額となっております。

歳出の主なものは、2款の総務費では一般管理費、3款の衛生費では斎場の施設管理費、焼却センター及び再資源化センターの運営維持管理費並びに衛生センターの施設管理費、4款の消防費では消防事業費、車両管理費などでございます。

これらの事業に対する財源構成といたしましては、市町の負担金が26億6,000万円余で歳入予算の84.5%、使用料及び手数料が2億6,000万円余で8.4%、組合債が4,000万円余で1.5%を占めております。

次に、議案第3号「御殿場市・小山町広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について」御説明申し上げます。

本案は、「違反対象物に係る公表制度」について新たに規定をするため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第4号「御殿場市・小山町広域行政組合が設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第5号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例制定について」は関連がございますので一括して御説明を申し上げます。

本案は、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、同意第1号「御殿場市・小山町広域行政組合監査委員の選任について」御説明申し上げます。

本案は、現監査委員の辞職願を受け、新たに識見を有します監査委員として岩田康方氏を適任と認め、議会の同意を得て選任をいたしたく、提案するものでございます。

以上で、本日提出をいたしました議案の提案理由の説明を終わりとさせていただきます。

慎重な御審議の上、御賛同をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（大窪民主君）

日程第4 議案第1号「平成30年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長

○事務局長（長田喜明君）

それでは、ただいま議題となりました議案第1号について、説明いたします。

資料3 補正予算書の1ページをお開きください。

このページは、予算の条文です。

第1条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ449万9,000円を追加し、予算の総額を30億6,861万1,000円と、定めております。

それでは、事項別明細書により、歳出の内容から御説明いたしますので、18ページ、19ページをお開きください。

3款2項1目塵芥処理費の1の①焼却センター運営維持管理費は、可燃ごみの搬入量の減少に伴い、焼却SPCに支払う運営維持管理費の減額と、火格子の交換経費の増額となります。

火格子につきましては、搬入されるごみの発熱量が当初の設計を大幅に超えているため、焼却炉の温度が頻繁に1,000度以上の高温になってしまい、炉の内部にある金属製部品である、火格子の交換を想定以上に実施しています。ごみ質の変動に起因するリスクは、組合の分担となっておりますので、想定を超える火格子の交換工事に係る費用を、負担するための経費を補正するものです。

次に、歳入の内容を、説明いたしますので、14ページ、15ページをお開きください。

2款2項1目衛生手数料の説明欄、廃棄物処理手数料（焼却）は、先ほど歳出で申し上げたように、可燃ごみの搬入量が当初の予測を下回っており、特に事業系の搬入量が、対前年度比5%程度減量しているため、減額するものです。

ページを戻っていただき、12ページ、13ページをお開きください。

以上の歳出及び歳入の補正により、1款1項1目負担金については、800万円の増額となり、市・町の内訳は、説明欄記載のとおりです。

以上、議案第1号の内容の説明と、させていただきます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（大窪民主君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

10番 藺田豊造議員

○10番（藺田豊造君）

10番、藺田豊造でございます。ただいまの歳入について1点、質問させていただきます。

補正予算書の14ページ、15ページ、2款2項1目衛生手数料の説明欄、焼却の廃棄物処理手数料の減額について質問させていただきます。

先ほど可燃ごみの搬入量が当初の予測を下回っており、特に事業系のごみの搬入量が前年度比5%程度減少しているからであると御説明がありましたが、可燃ごみの搬入量が減少すれば、手数料もそれに比例して減額するわけです。ごみの搬入量が減少した詳しい理由についてお伺いします。

さらにまた、今後このような傾向が続くのか、合わせてお願いします。

次に、ごみの減量が進むことは非常に喜ばしいことですが、反面、焼却炉の頻繁な運転停止などにつながり、これらにおいて焼却炉の管理運転に影響を与えることがないかどうか。

以上についてお伺いします。

○議長（大窪民主君）

資源循環課長

○資源循環課長（佐藤暁将君）

ただいまの質問についてお答えします。

初めに、事業系のごみの搬入量が減少した主な要因につきましては、焼却センターでは「ごみ展開検査装置」を使用して定期的にごみの検査を実施していますが、産業廃棄物である廃プラスチック類や梱包用の紙や段ボールを多量に搬入する許可業者に対し、特定の業者の車両を重点的に検査することで、廃プラスチック類の搬入を削減し、紙や段ボールは資源物として別途、再生利用することをお願いすることで、ごみの搬入量は昨年11月末の時点で、前年度に比べ390トンほど減少しました。

なお、今後もしばらくはこのような減少傾向が続くことが予測されますが、引き続き効果的なごみ検査に努めてまいります。

次に、ごみの減量に伴う施設の運転管理につきましては、前年度のごみの搬入量に基づき、あらかじめ焼却炉の運転計画を作成し、ごみの搬入量が多い時期には、2炉同時運転、少ない時期には1炉単独運転といった調整を行うことで、運転管理をしています。ちなみに昨年度の2炉同時運転の実績値は約200日間であり、ごみの搬入量が予測より減少した場合は、この2炉同時運転の期間を短くすることで調整ができますので、焼却炉の運転管理に悪影響を与えることは全くございません。

いずれにしましても、引き続き安全・安心な施設運転管理に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

(「終わります。」と 藺田豊造君)

○議長 (大窪民主君)

ほかに質疑はありませんか。

(この時質疑なし)

○議長 (大窪民主君)

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長 (大窪民主君)

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長 (大窪民主君)

次に、賛成討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長 (大窪民主君)

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長 (大窪民主君)

これより、議案第1号「平成30年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算(第3号)について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長 (大窪民主君)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (大窪民主君)

日程第5 議案第2号「平成31年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算について」を議題といたします。

この際、あらかじめ御了承願います。平成31年度予算の審議に当たっては、本日は当局の説明のみとし、質疑については来る3月26日の本会議において行いたいと思いますので、御了承願います。

当局から内容説明を求めます。

事務局長

○事務局長 (長田喜明君)

ただいま議題となりました議案第2号について、説明いたします。

資料4 一般会計予算書の1ページをお開きください。

このページは、予算の条文です。

第1条第1項は、歳入歳出予算の総額を31億5,000万円と定め、第2項は、歳入歳出それぞれの款項の区分と金額について定めるものです。

第2条は地方債の起債の目的や限度額等について、第3条は、歳出予算の流用について定めるものです。

次のページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算は、歳入歳出それぞれの款項ごとの予算額を記載したもので、議会の議決の対象となるものです。

それぞれの一番下の合計額のとおり、平成31年度当初予算の総額は、31億5,000万円で、前年度比4.0%、1億2,000万円の増額となります。

増額の主な要因は、職員退職手当の増額と、消防車両購入費の増額によるものです。

歳入で前年度と比べて増減額の大きいものと、その割合は1款分担金及び負担金の市・町負担金が、2億7,735万円余、11.6%の増額、5款財産収入が、1億7,690万円余、99.9%余の減額、8款組合債が、2,710万円、131.6%の増額となります。

歳出では、2款総務費が、7,346万円余、48.6%の増額、4款消防費が、9,427万円余、7.1%の増額、5款公債費が、4,155万円余、22.2%の減額となります。

次のページをお願いします。

第2表地方債は、御殿場消防署に入れ替え配備する、水槽付き消防ポンプ自動車更新整備事業に係る起債について、限度額・借入れ条件等を記載したものです。

それでは、予算の内容を事項別明細書により、歳出から説明いたしますので、27ページ、28ページをお開きください。

なお、歳出全体を通じて、人件費、車両管理費、一般諸経費等の説明は、特に必要がある場合以外は、省略させていただきますので、あらかじめ御承知おきください。

1款1項1目議会費は、前年度比1.0%の増額です。

説明欄3の①は、東京方面の消防庁舎の整備について、視察いただく予定です。

次のページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費は、退職者数の増加による退職手当の増額などにより前年度比48.6%の増額です。

説明欄1の⑤は、退職手当と児童手当の合計金額です。

⑥は、職員の公務・通勤災害の補償を実施する基金への負担金です。

3の①は、事務局の事務所の光熱水費のほか維持・管理に係る御殿場市への負担金です。

②は、斎場、焼却センター、再資源化センター及び衛生センターの建物損害共済の掛金です。

4の①は、一般的な健康診断のほか、職員ストレスチェック、現場作業に従事する職員のB型肝炎予防接種等に要する経費です。

②は、職員の勤続表彰に要する経費です。

④、⑤、⑦及び⑧は、それぞれ記載の人事管理に係る業務に対する御殿場市への負担金です。

⑨は、職員採用試験等に要する経費です。

5の①及び②は、それぞれの基金の運用利子を積み立てるものです。

8の①、②、③及び⑤は、それぞれ記載の事務管理システムや、業務に対する御殿場市への負担金です。

次のページをお願いします。

3款1項1目斎場費は、前年度比3.0%の増額です。

1の①は、火葬炉台車ブロック・再燃炉内炉床など、火葬炉設備の修繕に要する経費です。

③は、火葬等業務委託のほか、維持・管理に要する経費です。

④は、斎場用地約0.81haの借地料です。

次に、2項1目塵芥処理費は、焼却センターの火格子交換経費や、再資源化センターで扱う小型家電が逆有償となり、処理費を計上したことなどを主な要因として、前年度比1.5%の増額です。

2の①は、特別目的会社である「御殿場小山環境テクノロジー株式会社」へ支払う施設運営及び焼却灰の再資源化に要する経費並びに施設整備費の割賦料のほか、ごみ計量業務などの委託に要する経費です。

②は、焼却灰の資源化に際し、処分先の所在地である三重県伊賀市と茨城県鹿嶋市に負担金として支払うものです。

③は、焼却センター用地5.57haと災害ごみ仮置き場用地1.09haの借地料です。

④は、地元区である板妻区及び神場区との合意書等に基づき、両区内の道路・水路整備等の地域振興事業を実施する経費です。

3の①は、特別目的会社である「御殿場小山エコパートナーズ株式会社」へ支払う施設運営に要する経費及び施設整備費割賦料などです。

②は、色付きカレット、廃蛍光管及び廃乾電池の処理に要する経費です。

③は、再資源化センター用地3.6haの借地料です。

次のページをお願いします。

4は、指定ごみ袋の作製のほか、販売店までの配送や指定ごみ袋の販売等に要する経費です。

次に、2目し尿処理費は、衛生センター長寿命化総合計画に基づく施設修繕や設備点検に要する経費の減により、前年度比4.8%の減額です。

2の②は、施設の運転技術管理業務及び夜間機械警備業務の委託に要する経費です。

③は、各種設備機器の保守・点検業務及び槽内の清掃業務等の委託に要する経費です。

④は、放流水の水質分析、臭気測定等の委託に要する経費です。

⑤は、施設の延命化を図るために実施する「沈殿槽内部装置交換」のほか、各種修繕に要する経費です。

⑥は、衛生センター施設用地2.3haの借地料です。

⑦は、し尿及び浄化槽汚泥の処理過程で必要となる薬品等の消耗品の購入に要する経費です。

⑧は、臨時職員1人分の雇用経費です。

⑨は、最終処分場1.06haの借地料及び水処理施設の維持管理に要する経費です。

37ページ、38ページをお願いします。

4款消防費につきましては、消防長から説明いたします。

○議長（大窪民主君）

消防長

○消防長（村松秀樹君）

それでは、引き続きまして、4款消防費について御説明申し上げます。

4款1項1日常備消防費は、常備消防の管理運営に要する経費及び資機材の整備等に要する経費です。前年度と比較して7.1%の増額となります。増額の主な要因は、「水槽付き消防ポンプ自動車の更新」と「消防庁舎電灯のLED化事業」によるものです。

それでは、説明欄に沿って順次説明いたします。

1は、③の消防職員152名分の給与等が主なものであり、その割合は、常備消防費全体の83.4%に当たります。

2は、管内の消防庁舎5か所の保守管理に要する経費です。

④は、「消防庁舎電灯のLED化事業」を含む、各種修繕に要する経費です。

⑤は、富士岡分署の土地借上料です。

3は、消防が行う各種事業に要する経費です。

⑥の東京オリンピック・パラリンピック事業は、平成31年度に新設するもので、平

成32年に開催される、オリンピック・パラリンピックの警備等に係る経費です。

4は、職員の教育に要する経費です。

5は、3の⑥と同様に平成31年度に新設するもので、東京オリンピック組織委員会への消防職員1名の派遣に要する経費です。

6は、車両の維持管理及び購入に要する経費です。

②は、御殿場消防署の「水槽付き消防ポンプ自動車」と、同じく御殿場消防署の「資機材搬送車」これら2台の更新に要する経費です。

8は、全国及び静岡県などの各消防長会への負担金です。

以上で、4款消防費の説明とさせていただきます。

○議長（大窪民主君）

事務局長

○事務局長（長田喜明君）

引き続き5款以降を説明いたしますので、41ページ、42ページをお願いします。

5款公債費は、消防庁舎建設工事及び消防ポンプ自動車2台に係る償還が終了したことを主な要因として、1目元金は、前年度比20.0%の減額、2目利子は、前年度比45.6%の減額です。

平成31年度は、説明欄1の①から③までの元金及び利子を償還します。

次のページをお願いします。

6款1項1目予備費は、緊急修繕や予測の難しい出来事に対応するもので、計数整理を兼ねて、1,548万2,000円を計上しました。

続いて、歳入の内容を説明いたしますので、戻っていただき11ページ、12ページをお願いします。

1款1項1目負担金は、前年度比11.6%の増額です。

市・町の負担金が歳入全体額に占める割合は、84.5%です。

次のページをお願いします。

2款1項1目総務使用料は、0.9%の微減です。

2目衛生使用料は、前年度比2.6%の増額です。5か年の平均数値により計上しました。

2項1目衛生手数料は、前年度比4.5%の減額です。

廃棄物処理手数料については、予算編成時までの実績等から、説明欄記載のとおり見込みました。

また、分骨証明手数料については、1件当たり300円で、頭出しの計上です。

2目消防手数料は、過去5年の実績等により、前年度比15.6%の増額です。

次のページをお願いします。

3款1項1目消防費国庫補助金は、御殿場消防署に入れ替え配備する、水槽付き消防ポンプ自動車の更新整備事業に係る防衛8条の補助金です。

次のページをお願いします。

4款1項1目消防費補助金は、前年度比100.3%の倍増です。この補助金は、防災資機材及び御殿場消防署に配備する資機材搬送車の導入に係る県補助金で、補助率は3分の1となっております。

次のページをお願いします。

5款財産収入は、前年度は旧RDFセンター用地売り払い収入があったことから、大幅な減額です。

1項1目利子及び配当金は、説明欄記載の基金の預金利子です。

次のページをお願いします。

6款1項1目繰越金は、前年度と同額の計上です。

次のページをお願いします。

7款1項1目組合預金利子は、頭出しの計上です。

2項1目雑入は、前年度比2.3%の増額です。

焼却センター発電売電料は、可燃ごみの搬入量の減少に伴い、減額計上となりましたが、再資源化物売却料の増額と、県消防学校職員派遣助成金600万円を、新たに計上したことが主な要因です。

次のページをお願いします。

8款1項1目消防債は、説明欄記載の事業により、前年度比131.6%の大幅な増額です。

歳入の説明は以上です。

次に、その他調書の説明をいたしますので、45ページをお開きください。

このページから52ページまでは、特別職の報酬及び一般職の給与費等の明細を記載しておりますので、後ほど御確認ください。

53ページ、54ページをお願いいたします。

債務負担行為として既に議決をいただいている事項を取りまとめたものです。

次のページをお願いします。

起債の状況に関する調書となります。

平成31年度は、新たに4,770万円の起債を見込む一方、1億3,698万円余の元金償還が見込まれることから、平成31年度末の現在高見込み額は、平成30年度末より8,928万円余の減となる、19億2,903万9,000円となります。

次の、56ページから59ページまでは、負担金算出の調書となります。

御殿場市と小山町の負担金の算出方法等を記載いたしましたので、後ほど御確認ください。

さい。

以上で、議案第2号、「平成31年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算について」の内容説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（大窪民主君）

以上で、議案第2号「平成31年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算について」の説明を終わりといたします。

○議長（大窪民主君）

日程第6 議案第3号「御殿場市・小山町広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

消防長

○消防長（村松秀樹君）

それでは、ただいま議題となりました議案第3号について、御説明いたします。

資料1 議案書の1ページをお願いいたします。

こちらは、改正条文です。

まず、改正内容の説明に入ります前に、改正の背景及び経過について御説明申し上げます。

平成24年5月の広島県福山市のホテル火災や平成25年2月の長崎県長崎市の認知症高齢者グループホーム火災で死傷者が発生したことから、国は緊急調査を実施し、重大な消防法令違反のある防火対象物が、全国に数多く存在することを判明しました。

国からは、平成27年3月、管内人口が20万人以上の消防本部に対し、遅くとも平成30年4月1日から公表制度を実施するよう通知がありました。

また、管内人口20万人未満の当消防本部に対しましては、管内の防火対象物の状況等を踏まえ、具体的な検討を進めるよう通知があり、静岡県消防長会及び静岡県消防長会違反是正推進連絡会において、平成31年4月1日の施行を目標に設定するよう協議がなされました。

今回の改正により、これまで消防機関が重大な消防法令違反のある防火対象物の存在を認識した場合であっても、行政処分がなされるまでは、利用者等に知り得ることができない状況にありましたが、このような違反防火対象物を認識した場合には、組合のホームページに情報を公開することにより、即時に情報を知ることが可能となります。

これにより、施設を利用しようとする者が、みずから違反對象物の情報を入手することができ、合わせて防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化と消防用設備等の適正な設置を促進することが可能となります。

次に、違反対象物公表制度の概要について説明いたします。

資料2 議案資料の1ページ、2ページをお開きください。

公表の対象となる建物につきましては、飲食店、百貨店、宿泊施設などの不特定多数の方が利用する建物や病院、社会福祉施設などの避難が困難な方が利用する建物です。

公表の対象となる違反につきましては、消防法令で設置が義務づけられている屋内消火栓設備、スプリンクラー設備または自動火災報知設備が設置されていない違反が対象となります。

また、公表となる内容につきましては、防火対象物の名称、住所及び公表の対象となる違反です。

次に、公表までの流れですが、防火対象物の立入検査を実施し、違反の結果を通知した日から14日が経過しても、なお同一の違反が認められる場合に、公表する旨を通知し、違反是正を確認できるまで、組合のホームページに公表いたします。

それでは、新旧対照表で、その内容を説明させていただきますので、次のページをお開きください。

まず、目次ですが、今回の改正部分を新たな章として目次に加えるものです。

次に、新たに加える第42条の4の規定ですが、第1項では防火対象物の消防用設備等の状況が消防法、消防法施行令もしくはこれらに基づく命令に違反する場合は、消防長がその旨を公表できることを規定し、第2項では公表を行う際には関係者へその旨を通知することを、第3項では公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続についての詳細は、規則で定めることを規定しています。

附則につきましては、施行日を平成31年4月1日とするものです。

内容説明は以上です。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（大窪民主君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番 黒澤佳壽子議員

○3番（黒澤佳壽子君）

1点、質問いたします。

公表の対象となる違反についてですが、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の設置の現状について、また、違反状況の有無についてお尋ねいたします。

以上です。

○議長（大窪民主君）

予防課長

○予防課長（平野利政君）

ただいまの御質問についてお答えいたします。

公表制度に関係する建物につきましては、管内に572件ございます。これまで立入検査を実施してまいりました結果、消防法令に基づき設置されており、公表の対象となる違反は、ございません。

以上、答弁とさせていただきます。

（「終わります。」と黒澤佳壽子君）

○議長（大窪民主君）

ほかに質疑はありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（大窪民主君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（大窪民主君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（大窪民主君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（大窪民主君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（大窪民主君）

これより、議案第3号「御殿場市・小山町広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大窪民主君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（大窪民主君）

日程第7 議案第4号「御殿場市・小山町広域行政組合が設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例制定について」を議題

といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長

○事務局長（長田喜明君）

ただいま議題となりました議案第4号について説明いたします。

資料1 議案書の2ページをお開きください。

本案は、学校教育法の一部改正に伴い、大学制度の定義について所要の改正を行うものです。

改正の概要について説明しますので、資料2 議案資料の6ページをお願いいたします。

今回の改正により、大学制度の中に位置づけられた専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、「専門職大学」及び「専門職短期大学」の制度が設けられました。

4年制の専門職大学の課程は、前期課程及び後期課程に区分され、前期課程を修了した者は、短期大学の卒業と同様の教育水準を達成したものとみなされ、短期大学士相当の学位が授与されることとなりました。

それでは、新旧対照表で説明させていただきますので、次のページをお開きください。

第1号は、文言整理です。

第6号及び第7号は、学校教育法に基づく短期大学に専門職大学の前期課程を、卒業に専門職大学前期課程を修了した場合を含むことを新たに規定するものです。

附則は、施行日を平成31年4月1日とするものです。

内容の説明は、以上です。

御審議のほど、よろしく願いたします。

○議長（大窪民主君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番 黒澤佳壽子議員

○3番（黒澤佳壽子君）

2点、質問いたします。

まず、一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格を有している職員の現状について、2点目が、条例改正後の見通しについてお尋ねいたします。

以上です。

○議長（大窪民主君）

衛生センター所長

○衛生センター所長（勝間田邦雄君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

広域行政組合が設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格を有している職員の現状及び、条例改正後の見通しについてお答えいたします。

1点目の組合における技術管理者の資格を有する職員の状況につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第3項の規定により条例で定める技術管理者の資格の中で、学歴、資格に関係なく10年以上の廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者との規定があります。

この規定に基づきますと、14名の広域行政組合の厚生職員中13名の職員が資格を有していることとなります。

なお、広域行政組合が所管している一般廃棄物処理施設であります衛生センター、焼却センター、再資源化センターにはおのこの廃棄物処理施設技術管理者1名を選任することとなっており、組合直営であります衛生センターは厚生職員から選任しておりますが、焼却センター及び再資源化センターは、運営維持管理業務を受託している事業者でありますSPCの現場総括責任者を技術管理者として選任しています。

次に、条例改正後の見通しについてお答えします。

今回の改正は学校教育法の一部を改正することに伴い、大学及び短期大学の中に「専門職」制度が設けられることによる改正であり、実務経験の項目につきましては改正がないことから改正後も変更はないものと思慮します。

以上、お答えとさせていただきます。

（「終わります。」と黒澤佳壽子君）

○議長（大窪民主君）

ほかに質疑はありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（大窪民主君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（大窪民主君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（大窪民主君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（大窪民主君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（大窪民主君）

これより、議案第4号「御殿場市・小山町広域行政組合が設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大窪民主君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（大窪民主君）

日程第8 議案第5号「御殿場市・小山町広域行政組合の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長

○事務局長（長田喜明君）

ただいま議題となりました議案第5号について説明いたします。

資料1 議案書の3ページをお開きください。

本案は、学校教育法の一部改正に伴い、条例で引用している条項が改正されることを受けて、引用箇所を改めるものです。

それでは新旧対照表により説明しますので、資料2 議案資料の9ページをお開きください。

第4条第2号は、引用する条項が改められたことに伴い、該当部分を改正するものです。

次に、附則ですが、第1条では条例の施行日を平成31年4月1日とすることを、第2条では経過措置として、改正後の条例に規定する課程には、改正前の学校教育法による大学、専攻科、大学院の課程に相当する教育を行う課程と認められていた課程を含むことを規定しています。

以上が、本案の改正内容となります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（大窪民主君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(この時質疑なし)

○議長（大窪民主君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（大窪民主君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長（大窪民主君）

次に、賛成討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長（大窪民主君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（大窪民主君）

これより、議案第5号「御殿場市・小山町広域行政組合の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（大窪民主君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（大窪民主君）

日程第9 同意第1号「御殿場市・小山町広域行政組合監査委員の選任について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長

○事務局長（長田喜明君）

ただいま議題となりました同意第1号について、説明いたします。

資料1 議案書の4ページをお開きください。

当組合の監査委員の選任につきましては、御殿場市と小山町の申し合わせにより、識見を有する監査委員と議会選出の監査委員を、2年ごとに市・町から交互に選出させていただいております。

このたび、平成30年3月定例会において選任された、御殿場市選出の齊藤 猛氏が、来る3月15日をもって辞任されることから、識見を有する監査委員が欠員となります。

そこで、新たに御殿場市選出の、識見を有する監査委員として、岩田康方氏を選任いたしたく、御殿場市・小山町広域行政組合格約第12条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

任期は、残任期間の平成31年3月16日から平成32年3月31日までとなります。
なお、岩田氏の経歴概要は、資料2 議案資料の11ページのとおりです。

以上で、内容の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（大窪民主君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（大窪民主君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（大窪民主君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（大窪民主君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（大窪民主君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（大窪民主君）

これより、同意第1号「御殿場市・小山町広域行政組合監査委員の選任について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大窪民主君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

○議長（大窪民主君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

この際、本席より定例会再開のお知らせをいたします。

来る3月26日午後1時30分から3月定例会を再開いたしますので、定刻までに議場に御参集願います。

本日は御苦労さまでした。

午後2時24分 散会

第 2 日

平成31年御殿場市・小山町広域行政組合議会3月定例会会議録(第2号)

平成31年3月26日(火曜日)

○議事日程

平成31年3月26日 午後1時30分 開議

日程第1 議案第2号 平成31年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員(12名)

1番 勝 亦 功 君	2番 勝間田 博文 君
3番 黒 澤 佳壽子 君	5番 杉 山 護 君
6番 鈴 木 豊 君	7番 遠 藤 豪 君
8番 高 橋 利 典 君	10番 藺 田 豊 造 君
11番 土 屋 光 行 君	12番 渡 辺 悦 郎 君
13番 大 窪 民 主 君	14番 高 畑 博 行 君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

管 理 者	若 林 洋 平 君
副 管 理 者	込 山 正 秀 君
副 管 理 者	勝 又 正 美 君
会 計 管 理 者	勝 又 正 仁 君
事 務 局 長	長 田 喜 明 君
消 防 長	村 松 秀 樹 君
庶 務 課 長	勝間田 守 正 君
資 源 循 環 課 長	佐 藤 暁 将 君
事務局次長兼衛生センター所長	勝間田 邦 雄 君
管 理 課 長	勝間田 誠 司 君
予 防 課 長	平 野 利 政 君
消防次長兼警防課長	谷 中 修 君
通 信 指 令 課 長	小 澤 進 君
御 殿 場 消 防 署 長	岩 田 誠 君
小 山 消 防 署 長	込 山 眞 治 君
御 殿 場 市 副 市 長	瀧 口 達 也 君

御殿場市企画部長	井上仁士君
御殿場市総務部長	田代吉久君
御殿場市環境部長	勝又裕志君
小山町副町長	室伏博行君
小山町副町長	杉本昌一君
小山町企画総務部長	湯山博一君
小山町住民福祉部長	小野一彦君

○職務のため出席した事務局職員

庶務課総務スタッフ課長補佐	込山次保
庶務課総務スタッフ主任	勝亦俊尚
庶務課総務スタッフ主任	芹澤明日美

○議長（大窪民主君）

出席議員が法定数に達しておりますので会議は成立いたしました。

ただいまから、平成31年御殿場市・小山町広域行政組合議会3月定例会を再開いたします。

○議長（大窪民主君）

本日、当議場に、去る3月4日の本会議において、御殿場市・小山町広域行政組合監査委員に選任同意されました岩田康方様にお越しいただいておりますので、御挨拶をいたしたいと思います。

岩田様、よろしく願いいたします。

○監査委員（岩田康方君）

このたび、御殿場市・小山町広域行政組合の監査委員に任命されました岩田でございます。

監査の重要性を十分に理解し、広域行政の業務が円滑に運営されますよう、日々努力、精進し、御殿場市民・小山町民が豊かで、安全・安心な生活が送られますよう、微力ではございますが、任務を全うさせていただきたいと思っております。

今後とも、皆様の御指導、御鞭撻をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。

本日は、貴重なお時間をいただきまして、まことにありがとうございました。

○議長（大窪民主君）

ありがとうございました。

岩田様には平成32年3月31日まで、監査委員として御尽力いただきますよう、本席より心からお願い申し上げます。

本日は、お忙しい中、ありがとうございました。

○議長（大窪民主君）

直ちに本日の会議を開きます。

午後1時32分 開議

○議長（大窪民主君）

本日の会議は、お手元に配付してあります日程により運営いたしますので、御了承願います。

○議長（大窪民主君）

本日、議席に配付済みの資料は、議事日程（第2号）、平成31年度当初予算質疑区分一覧表、以上でありますので、御確認ください。

○議長（大窪民主君）

日程第1 議案第2号「平成31年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、過般の本会議において説明がなされておりますので、内容説明は省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大窪民主君）

御異議なしと認めます。

よって、本案に対する内容説明は省略し、直ちに質疑に入ります。

まず、歳入について質疑ありませんか。

6番 鈴木 豊議員

○6番（鈴木 豊君）

6番、鈴木 豊です。歳入の13、14ページ、2款1項1目1節総務管理費使用料の清掃施設跡地使用料119万2,000円ですが、現在、駐車場用地や車庫・倉庫などに利用されていると聞きますが、今後、この跡地をどのように活用するのかということをお殿場市と協議しているのか。また、いつごろをめどに土地利用の方向性を決め、お殿場市に売却するのかお伺いしたいと思います。

○議長（大窪民主君）

庶務課長

○庶務課長（勝間田守正君）

ただいまの御質問にお答えします。

旧清掃センター跡地につきましては、これまでの跡地利用に関する答弁の中で、御殿場市が跡地利用を計画していくことになっていることを報告させていただいております。

市では、公共施設の利活用について検討を始めており、本用地につきましても地域の意向を踏まえた上で、隣接する旧老人福祉センター用地、公園用地などと一体的な利用を考慮した計画を策定すべく調整を進めていると聞いております。

よって、売却の時期等につきましては、市の意向を尊重すべきと考えておりますので、明確な時期は定めておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

(「終わります。」と鈴木 豊君)

○議長（大窪民主君）

ほかに質疑ありませんか。

3番 黒澤佳壽子議員

○3番（黒澤佳壽子君）

質問させていただきます。

まず、1点目は、今、鈴木 豊議員が質問されました。重複するところもあるかもしれませんが、質問させていただきます。

1項使用料、1目総務使用料、清掃施設跡地使用料119万2,000円についてですが、まず、使用料の内容説明をお願いいたします。

そして、清掃施設跡地の今後の方向性、見通しについてお尋ねいたします。

17、18ページの4款県支出金、1項1目消防費補助金、一部事務組合等防災力充実強化総合支援事業費補助金667万円について質問いたします。

まず、31年度の強化総合支援事業の内容について、また667万円の内訳についてお尋ねいたします。

7款諸収入、24ページです。2項1目雑入の焼却センター発電売電料1億1,516万円について質問いたします。

まず、31年度の発電量見込みについて、また、売電量の見込みについて、センター内での使用量についてお尋ねいたします。

同じページの東名救急業務支弁金734万円ですが、31年度はこれまでの実績から考慮して、業務の見込み、そしてまた支弁金の内訳についてお尋ねいたします。

次は、新規事業と思います。静岡県消防学校職員派遣市町村助成金600万円ですが、新規事業の助成金なので、内容説明と、これは期限つき事業であるかお尋ねいたします。

以上です。

○議長（大窪民主君）

庶務課長

○庶務課長（勝間田守正君）

それでは、私からは、総務使用料、清掃施設跡地使用料についてお答えいたします。

最初に、使用料の内容説明についてですが、この使用料は「御殿場市・小山町広域行政組合行政財産の目的外使用に関する条例」の規定に基づき算定し、申請者からいただくものでございます。

当初予算では、毎年度申請のある「御殿場総合サービス」が駐車場用地として使用している200㎡と「御殿場市のリサイクル推進課」が車庫、倉庫、洗車場などに使用している1,000㎡の使用料について計上いたしました。

次に、跡地の今後の方向、見通しについてですが、組合としましては土地の存在する市町の意向を尊重すべきと考えておりますので、御殿場市が検討している「公共施設の利活用計画」の中で、隣接する旧老人福祉センター用地、公園用地などと一体的な利用計画が提示され次第、市への売り払いを進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（大窪民主君）

管理課長

○管理課長（勝間田誠司君）

私からは、2点目の4款県支出金と4点目、5点目の7款諸収入、雑入のうち、東名救急業務支弁金及び静岡県消防学校職員派遣市町村助成金について、お答えいたします。

まず、県補助金、一部事務組合等防災力充実強化総合支援事業補助金ですが、対象事業は大きく3つの事業に分かれております。

1つ目は、災害対策資機材整備事業、2つ目は、車両購入事業、3つ目は、東京オリンピック・パラリンピック事業です。

災害対策資機材整備事業は、各種災害に対応するための化学防護服などの資機材の購入事業です。

2つ目の車両購入事業は、御殿場消防署に更新配備する資機材搬送車の購入事業です。

3つ目の東京オリンピック・パラリンピック事業は、会場警備に必要な物品の整備事業です。

以上の内訳でございますが、災害対策資機材整備事業は、147万2,000円、車両購入事業は385万4,000円、東京オリンピック・パラリンピック事業は、134万7,000円となっております。これはいずれも事業費の3分の1の金額でございます。

次に、平成31年度の救急業務の見込みでございますが、平成20年に3,865件であった救急出動が、平成30年には4,874件となっており、1,000件以上の増加が見られました。また、東名高速道路への救急出動件数も同様に90件が、127

件となっております、10年間で劇的に増加してございます。東名高速道路の出動におきましては、今後も増加傾向にあると考えております。

内訳でございますが、これは東名高速道路における救急出動に対する支弁金でございます。金額は、総務省が定める、1年間に救急隊1隊を維持する経費に、救急件数等に応じた係数を掛けて算定するものでございます。

最後に、静岡県消防学校職員派遣事業の内容です。これは、消防学校の職員は、静岡県の職員と、県内各消防本部からの派遣職員とで構成されており、派遣職員は教官として、入校する学生に教育指導を行います。

派遣職員は10名で、県消防長会の申し合わせにより、東部地区からは4名を派遣しております。東部地区には7つの消防本部があり、輪番制を用いて派遣しております。

本助成金は、派遣職員の給料や手当等について、県が負担をするものでございます。

なお、本事業の期限でございますが、平成31年度から平成33年度までの3年間でございます。

以上答弁とさせていただきます。

○議長（大窪民主君）

資源循環課長

○資源循環課長（佐藤暁将君）

ただいまの御質問、焼却センター発電売電料についてお答えします。

初めに、発電量と売電量には関連性がありますので、一括してお答えします。

焼却センターの発電電力量は、主に、ごみの焼却量とごみが持つ発熱量によって決まります。

平成31年度は、ごみの搬入量につきましては、前年度に対し、同程度の量と見込んでいますが、発熱量につきましては、ごみの搬入検査によって、発熱量が比較的高い廃プラスチック類の搬入が減る傾向にありますので、結果として、発電電力量は若干減ることが見込まれます。このことから、売電電力量も若干減ることで、収益については前年度に対し、470万円余の減額になることを見込んでいます。

次に、焼却センターで発電された電気は、焼却センターでの自己消費以外に、再資源化センターにも供給しています。これらの施設の使用電力量は、年間の発電電力量の約4割を占めています。

今後も、焼却及び再資源化センターの適切な運転管理を行うことで、売電収益の安定的な確保に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

（「終わります。」と黒澤佳壽子君）

○議長（大窪民主君）

ほかに質疑はありませんか。

(この時質疑なし)

○議長（大窪民主君）

質疑なしと認めます。

これにて歳入の質疑を終結いたします。

続いて、歳出の質疑に入ります。

まず、1款議会費、2款総務費、3款衛生費について質疑ありませんか。

2番 勝間田博文議員

○2番（勝間田博文君）

予算書31、32ページ、3款2項1目塵芥処理費の大事業2、焼却センター運営費の小事業①焼却センター運営維持管理費6億3,303万2,000円について伺います。

さきの議案説明の中で、焼却センターの部品の交換工事に係る経費が増額であるとの説明でしたが、その詳細について伺います。

○議長（大窪民主君）

資源循環課長

○資源循環課長（佐藤暁将君）

ただいまの御質問についてお答えします。

焼却施設の設計及び建設を発注する際に、組合が要求水準書に提示する「ごみ質分析結果」のデータは、焼却炉を設計する際の最も重要なデータのの一つとなります。

しかし、平成26年11月の焼却センター試運転当初から、実際に搬入された、ごみの発熱量の分析データが、要求水準書で提示したデータを超える状況が現在まで続いています。

この結果、焼却センターでの発電量が増加し、発電売電料が想定を大幅に超える増収となり、組合にとって非常に有益となっている反面、焼却炉へのダメージが発生しています。

焼却炉の内部には、「火格子」と呼ばれる金属製の部品が、1炉当たり合計で218個設置されています。ごみは、この火格子の上で、連続的に焼却処理されますが、ごみの発熱量が高いことが続いていることで、焼却炉の炉内温度が頻繁に1,000度以上の高温となり、火格子は激しい損耗を受け、運営事業者である御殿場小山環境テクノロジー株式会社は、設計想定数量以上の火格子の交換を余儀なくされています。

事業契約書には、「ごみ質の変動に起因するリスクについては、組合の分担」と明記されていますので、運営事業者との協議の結果、ごみの発熱量が高いことに起因して生じた想定を超える火格子の交換工事に係る費用については、組合が負担することで合意

しましたので、550万円を予算計上させていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

(「了解して終わります。」と勝間田博文君)

○議長 (大窪民主君)

ほかに質疑ありませんか。

6番 鈴木 豊議員

○6番 (鈴木 豊君)

6番、鈴木 豊です。それでは、31、32ページ、3款2項1目の塵芥処理費の説明欄3、再資源化センター運営費の①の再資源化センター運営維持管理費1億8,831万1,000円について、これは御殿場小山エコパートナーズ株式会社に支払うものと理解していますが、昨年より増額となっている要因は何かお伺いしたいと思います。

その下の②資源循環費が昨年度予算の456万円から1,028万9,000円と大幅な増額ですが、内容説明をお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長 (大窪民主君)

資源循環課長

○資源循環課長 (佐藤暁将君)

ただいまの御質問についてお答えします。

初めに、運営維持管理の増額の要因につきましては、御殿場小山エコパートナーズ株式会社に支払う再資源化センター運営維持管理費のうち、人件費や機器の補修等に当たるサービス購入料は、前年1年間の物価変動に基づき年1回改定されます。この物価変動の判断には「消費者物価指数」及び「静岡県毎月勤労統計調査結果」を用いていますが、これらの数値が若干上昇したこと、合わせて、本年10月からの消費税増税に伴い、全体として250万円余の増額となったものです。

次に、資源循環費の増額につきましては、小型家電類の運搬と処理の委託費、計710万円余を新たに計上したことが主な要因です。

小型家電類は、施設の運営開始当初には、御殿場小山エコパートナーズ株式会社が、1トン当たり500円で組合から買い取り、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づき、再資源化処理を行う認定事業者へ売却し、利益を得ていました。

しかし、事業契約に基づく協議の結果、昨年10月には、組合からの買い取り単価が1トン当たり1円まで下がり、4月以降は、有価での買い取りが困難となり、ついには有価物としての買い取り品目から除外されることになりました。

これら一連の経過は、中国における固形廃棄物の段階的な輸入規制により、昨年

は廃プラスチックの一部を、年末には、全面的に輸入が禁止されたことに大きな影響を受けています。

この規制を受けたことで、日本国内での廃プラスチック類の処理コストが高騰し、小型家電類を認定事業者が破砕処理した際に発生する多量の廃プラスチック類の処理コストも上昇しました。

結果として、小型家電類は有価物としての買い取りが困難となり、廃棄物扱いでの処理を委託することになりました。

以上答弁とさせていただきます。

(「終わります。」と鈴木 豊君)

○議長 (大窪民主君)

ほかに質疑ありませんか。

11番 土屋光行議員

○11番 (土屋光行君)

それでは、2点、お伺いいたします。お願いいたします。

予算書の29、30ページで、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費について2点お伺いいたします。

まず、説明欄1の人件費、⑤児童手当について、私は十分理解していないものですから、お伺いしたいと思います。関係法令に基づいての手当だと思えますけれども、これが1件。

次の点で、説明欄の4、人事管理費に関して、次の2つのことをお伺いいたします。

特に業務の性質上、2つの点をお伺いしたいと思いますけれども、1つは、人事管理における公務災害の防止、安全衛生管理、それから健康管理などに関する全体的な状況をお伺いしたいと思います。

次に、職員の労働安全衛生に係る課題等はどのように考えられているのか、あるいは対策などについてもお伺いしたいと思います。

よろしくお伺いいたします。

○議長 (大窪民主君)

庶務課長

○庶務課長 (勝間田守正君)

それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

まず、大きな1点目の児童手当についてですが、この手当は児童手当法の規定に基づき児童を養育している者に支給する手当で、法の基準に適応する区分に従い、児童1人当たり月額5,000円から1万5,000円を支給しております。対象は、職員78人の児童146人分で、総額1,933万円となります。

次に、大きな質問の2点目、人事管理費の質問についてお答えします。

1つ目の人事管理における公務災害の防止、安全衛生管理、健康管理等に関する全体的な状況ですが、当組合におきましては、厚生部局と消防部局がそれぞれの事業所として、職場及び職員の安全管理・衛生管理に努めております。

職員24人の厚生部局では、労働安全衛生法で設置が義務づけられている衛生委員会の設置基準である50人以上の労働者を使用する事業所ではありませんが、職員安全衛生委員会を設け、定期的に会議を開催し、職員の安全及び健康確保に努めております。

職員152人の消防部局では、労働安全衛生法をはじめとする衛生管理に関する法令や安全管理規程・衛生管理規程を遵守するとともに、「消防本部・消防署の安全管理及び衛生管理体制」を構築して公務災害の防止や職員の健康管理に関する推進を図っております。

具体的には、職場巡視などを実施し、事務室内の照明の照度や現場の臭気測定、現場作業で使用する防塵マスク、災害出動時に必要な装備類の点検などを行うとともに、定期的に行う健康診断や人間ドックなどの受診状況のチェックを行い、問題がある場合については解決に向けた指導・調整をしております。

次に、2つ目の職員の労働安全衛生に係る課題ですが、老朽化した施設の維持管理に関することが懸案事項となっておりますが、今年度「公共施設総合管理計画」を策定しましたので、計画どおり実施していくことで解決できるものと考えております。

今後も引き続き、公務災害の防止や職員の健康管理に関する会議の開催、職場巡視などを行い、適正な人事管理に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

(「ありがとうございました。終わります。」と土屋光行君)

○議長(大窪民主君)

ほかに質疑ありませんか。

3番 黒澤佳壽子議員

○3番(黒澤佳壽子君)

3款の衛生費で2点お聞きいたします。

33、34ページ、2項2目し尿処理費の説明欄2の④測定分析委託費267万円です。これは説明のときに臭気とか水質測定との説明がありました。また、53ページの債務負担行為の中に、放流水水質分析業務委託、31年度から32年度まで329万円という計上をされていますけれど、それと関連すると思いますが、水質測定等、31年度の事業内容について、そして、今現在で課題とか問題はあるかないかということをお聞きいたします。

同じページの説明2の⑤です。施設修繕整備事業5,882万円です。31年度の事

業内容と、そして、この当整備事業の今後の見通しについてお尋ねいたします。

以上です。

○議長（大窪民主君）

衛生センター所長

○衛生センター所長（勝間田邦雄君）

ただいまの2点の御質問に対してお答え申し上げます。

まず、測定分析委託費につきましては、一般廃棄物処理施設に義務づけられました法的に必要な検査を行う経費で、31年度放流水水質分析はBODほか10項目を52回、フッ素ほか1項目を2回、臭気測定はアンモニアほか7項目を3か所1回、騒音、振動測定4か所1回、作業環境騒音測定4か所2回、汚泥分析は、PHほか13項目の成分分析、鉛ほか23項目1回の溶出試験を行うものでございます。

なお、水質、悪臭、騒音、振動の測定につきましては、年1回、地元関係者である美乃和区、大胡田区、下古城区並びにし尿処理施設改造対策委員会、竹之天下堰水利組合の代表の皆様の立ち会いをお願いして実施しております。

また、地元との公害防止協定に基づき、水質は毎月、悪臭、騒音につきましては年1回、地元の皆様に分析結果報告書を提出しております。

次に、現状についてお答えします。

衛生センターは、水質汚濁防止法、悪臭防止法、騒音規制法などの法的に必要な基準はもとより、関係する地元の皆様と地域の良好な生活環境を保持しなければならない厳しい基準の公害防止協定を結んでおります。

し尿及び浄化槽汚泥の処理過程における公害防止について常に配慮し、地区住民の生活環境に影響を与えないよう、施設の安定稼働に努めた結果、現状公害防止協定基準項目全てにおいて、十分満足する値となっております。

31年度以降も引き続き、公害防止協定値を遵守し、施設の安定した運転管理を行ってまいります。

次に、修繕整備事業内容についてお答えいたします。

平成31年度の主な修繕としましては、計装機器交換修繕に1,360万円、40kℓ施設沈殿槽減速機等交換修繕に1,050万円、し渣コンベアB修繕に790万円、その他、ブロー整備修繕、投入ポンプ整備修繕、循環液移送ポンプ整備修繕、メタノール貯留タンク設置修繕、トラックスケール整備修繕などを実施いたします。

次に、見通しについてお答えします。

今後の施設管理につきましては、不測の事案が生じない限り、主要設備の大規模な修繕及び更新工事は必要最小限にとどめるとともに、センター各施設の計画的な管理、点検、オーバーホール、修繕などの施設保安管理を安全かつ効率的に行い、修繕整備費の

縮減を図ることで、施設維持管理に係るライフサイクルコストの低減に努めつつ、安心・安全な管理運営を心がけ、新施設へ引き継ぎたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

(「終わります。」と黒澤佳壽子君)

○議長(大窪民主君)

ほかに質疑はありませんか。

(この時質疑なし)

○議長(大窪民主君)

質疑なしと認めます。

これにて1款、2款、3款の質疑を終結いたします。

次に、4款消防費、5款公債費、6款予備費について質疑ありませんか。

2番 勝間田博文議員

○2番(勝間田博文君)

予算書、37、38ページです。4款1項1目常備消防費、大事業3の消防事業、小事業③の救急高度化事業1、714万7,000円についての内容と今後の傾向についてお伺いいたします。

○議長(大窪民主君)

管理課長

○管理課長(勝間田誠司君)

ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、救急高度化事業の内容ですが、近年多様化している救急事案に対応するために、救急救命士の養成や職員への教育・研修、また、救急活動で使用する高度資機材の整備及び点検等に要する経費でございまして、主なものは、救急救命士養成等の負担金、高度資機材の備品購入費、及び保守点検に係る委託料となっております。

今後の傾向でございしますが、歳入の質疑で、先ほど黒澤議員の御質問に対して答弁したとおり、近年、救急件数が右肩上がりでございます。増加している現状を鑑みますと、本事業も増加する傾向にあると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

(「了解して終わります。」と勝間田博文君)

○議長(大窪民主君)

ほかに質疑ありませんか。

3番 黒澤佳壽子議員

○3番(黒澤佳壽子君)

4款の消防費で1点お聞きいたします。

ページは38ページです。1項1日常備消防費、説明欄の3、⑥東京オリンピック・パラリンピック事業449万円と、そして説明の5の派遣事業費132万円、これは2つの事業は関連があると考えますが、それぞれの事業内容について説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（大窪民主君）

管理課長

○管理課長（勝間田誠司君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、東京オリンピック・パラリンピック事業と派遣事業費とは相互に関係がございます。

2020年に実施される東京オリンピック・パラリンピックの自転車ロードレース等は、小山町の富士スピードウェイが主会場となります。その主会場やコースにおける災害やテロ等への警備に必要な物品の整備や各種関係会議への旅費が、東京オリンピック・パラリンピック事業の主なものとなります。

また、派遣事業費は、オリンピック・パラリンピック組織委員会の警備局というところから消防職員の派遣依頼があったため、それに応じたものでございまして、住まいが東京都内となることから、住居の借上料と旅費を計上させていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

（「終わります。」と黒澤佳壽子君）

○議長（大窪民主君）

ほかに質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（大窪民主君）

質疑なしと認めます。

これにて4款、5款、6款の質疑を終結いたします。

次に、歳入歳出全般について質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（大窪民主君）

質疑なしと認めます。

これにて歳入歳出全般の質疑を終結いたします。

以上で、議案第2号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長（大窪民主君）

次に、賛成討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長（大窪民主君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより、議案第2号「平成31年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（大窪民主君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（大窪民主君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて平成31年御殿場市・小山町広域行政組合議会3月定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時11分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 大 窪 民 主

署名議員 黒 澤 佳 壽 子

署名議員 杉 山 護